

援助費目及び援助額一覧表

援助費目

認定区分		援助費目
要保護		修学旅行費・医療費 ※その他の費目は生活保護費（教育扶助）にて給与されます
準要保護	準要保護①	入学準備金又は新入学児童生徒通学用品費・通学用品費・学用品費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費 ※就学予定者について、入学準備金の給付を受けた場合、就学後の新入学児童生徒通学用品費の給付はありません。
	準要保護②	学校給食費

援助額

〔表は4月認定による年額〕（6月以降に申請・認定された方は費目や金額が異なります）

[単位：円]

援助費目 支給区分		新入学 児童生徒 学用品費等	通学用品費	学用品費	校外活動費	修学旅行費	学校給食費	医療費	入学準備金	年間 支給見込額 (医療費除く)
支給期 第Ⅰ期：10月末 第Ⅱ期：3月末		第Ⅰ期	第Ⅰ期	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅱ期	第Ⅰ期 第Ⅱ期	第Ⅰ期 第Ⅱ期	第Ⅱ期	
就学予定者 (満6歳)									19,900	※小学1年生 に準ずる
町立 小学校	1年生	19,900		11,100	1,510		48,400	下記 留意事項 参照		80,910
	2～5 年生		2,170	11,100	1,510		48,400			63,180
	6年生		2,170	11,100	1,510	10,000	48,400		22,900	96,080

町立 中学校	1年生	22,900		21,700	2,180		55,000	下記 留意事項 参照		101,780
	2年生		2,170	21,700	2,180	60,000	55,000			141,050
	3年生		2,170	21,700	2,180		55,000			81,050

留意事項

- 就学前申請を行い、「入学準備金」の給付を受けた就学予定者（満6歳）については、就学後も認定結果が継続されますが、1年生で給付される援助費目のうち、「新入学児童生徒学用品費等」は給付されません。
- 新中学1年生に係る「入学準備金」については、就学前の年度（小学6年生時点）において「準要保護①」と認定された世帯に対して給付されます。
（この場合、上記1.に準じて、中学1年生で給付される援助費目のうち、「新入学児童生徒学用品費等」は給付されません）
- 医療費については、認定区分が「要保護」の方のみ給付となります。
学校保健安全法で定められた以下の疾病にかかる場合の保険診療の対象となる治療費の実費に限られます。
（虫歯、トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病）
- 区域外就学の場合、援助費目が異なりますので、西原町教育委員会にご確認ください。

【上記は令和5年4月1日の内容です】